

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和8年7月1日現在）

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

当院の診療時間について

※内科、歯科とも土・日・祝日は休診です

内科の外来	月	火	水	木	金	土
午前 9：00～12：00	○	○	○	○	○	—
午後 14：00～16：00（休診）	—	—	—	—	—	—

歯科の外来	月	火	水	木	金	土
午前 9：00～12：00	○	○	○	○	○	—
午後 13：00～17：00	○	○	○	○	○	—

※診療時間以外の診療は、時間外加算をご請求させていただきます。

入院基本料について《当院の看護体系》

1) 内科病棟（地域一般入院料3）

当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しております。

また、1日に5人以上の看護補助者が勤務しております。時間帯毎の配置は次の通りです。

職種	時間帯	1人当たりの受け持ち数
看護職員 （看護師及び准看護師）	朝8時30分～夕方17時	11人以内
	夕方17時～朝8時30分	21人以内
看護補助者	朝8時30分～夕方17時	21人以内
	夕方17時～朝8時30分	42人以内

2) 東1病棟（療養病棟入院基本料1）

当病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しております。

また、1日に6人以上の看護補助者が勤務しております。時間帯毎の配置は次の通りです。

職種	時間帯	1人当たりの受け持ち数
看護職員 （看護師及び准看護師）	朝8時30分～夕方17時	12人以内
	夕方17時～朝8時30分	36人以内
看護補助者	朝8時30分～夕方17時	36人以内
	夕方17時～朝8時30分	36人以内

2) 東2病棟（療養病棟入院基本料1）

当病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しております。

また、1日に6人以上の看護補助者が勤務しております。時間帯毎の配置は次の通りです。

職種	時間帯	1人当たりの受け持ち数
看護職員 （看護師及び准看護師）	朝8時30分～夕方17時	12人以内
	夕方17時～朝8時30分	36人以内
看護補助者	朝8時30分～夕方17時	18人以内
	夕方17時～朝8時30分	36人以内

3) 西病棟（療養病棟入院基本料1）

当病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しております。

また、1日に6人以上の看護補助者が勤務しております。時間帯ごとの配置は次の通りです。

職種	時間帯	1人当たりの受け持ち数
看護職員 （看護師及び准看護師）	朝8時30分～夕方17時	18人以内
	夕方17時～朝8時30分	36人以内
看護補助者	朝8時30分～夕方17時	36人以内
	夕方17時～朝8時30分	36人以内

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣の定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

関東信越厚生局長への届出に関する事項

基本診療料及び特掲診療料

当院の関東信越厚生局長への施設基準に係る届出については、別紙「施設基準届出一覧」をご参照下さい。

入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養費／入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っております。

療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時・適温で提供しております。

（朝食：7時30分、昼食：正午、夕食：午後6時以降）

明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理人の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

保険外負担に関する事項について

当院では、次の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。詳細については別紙「保険外負担に関する事項」をご参照下さい。

- 1) 特別の療養環境の提供
- 2) 入院期間が180日を超える入院
- 3) 患者様の自由な選択のもとに制限回数を超えて医療行為を行う場合
- 4) 金属床による総義歯の提供

その他療養の給付と直接関係のないサービス等について

次の項目について、療養の給付と直接関係ないサービス等については、実費でのご負担をお願いしております。

詳細については、別紙「その他療養の給付と直接関係のないサービス等について」をご参照下さい。

- 1) 文書料
- 2) 入院中に使用した紙おむつ
- 3) 訪問診療・訪問看護の際にご負担いただく交通費
- 4) 病衣貸与料
- 5) 入院中のテレビ視聴料
- 6) 入院中の散髪代（委託業者によるもの）
- 7) 入院中のクリーニング代（委託業者によるもの）
- 8) 健康診断について
- 9) 予防接種

面会について

当院では、入院患者の精神的安静、療養環境の維持、および患者・家族等との絆を尊重するため、正当な理由なく家族等による面会を妨げないことを原則とし、安全かつ円滑な面会を実施するための規定を設けています。

詳細については、別紙「入院患者に対する面会規定」をご参照下さい。

相談窓口について

相談窓口では、患者様・ご家族様からのご相談やご意見をお伺いいたしております。

御心配なこと、お困りな事、お気づきの事（苦情等）がありましたらご相談下さい。

患者様に安心して診療を受けて頂けるよう、お手伝いをさせていただきます。

場 所 : 地域医療連携室
対応時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～16時00分まで
相 談 員 : 看護師、社会福祉士、医療安全管理者 等
電話番号 : 0294-43-2323（内線155番）

電子的診療情報連携体制について

当院は医療DX推進の体制に関する以下の事項について、施設基準を満たしております。

- ◆ オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- ◆ マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ◆ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及び点数又は金額を記載した詳細な明細書を、無料で交付しております。

地域支援・医薬品供給対応体制について

当院は後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています。医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更になる可能性があります。変更する場合には十分に説明いたします。

一般名処方について

当院では、医薬品の安定供給等を踏まえ、後発医薬品のある医薬品については、医薬品の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。（※）
なお、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を患者様のご希望で選択される場合には、選定療養費として特別の料金をご負担いただくことがあります。

※「一般名処方」とは、商品名ではなくお薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。

物価対応料について

令和8年6月の診療報酬改定に伴い、物価高騰への対応として「物価対応料」が新設されました。初診・再診時に所定の点数が加算されます。

ベースアップ評価料について

当院では、勤務する職員の賃金改善を実施するため、医科歯科ともにベースアップ評価料を算定しています。本加算は、医療機関に勤務する職員の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。

